

利用者 各位

県立愛川ふれあいの村

新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い【同意書】

県立愛川ふれあいの村では、神奈川県教育委員会が策定した「県立ふれあいの村の再開等に関するガイドライン」を基に「県立愛川ふれあいの村新型コロナウイルス感染防止に対応した受入再開マニュアル」を定めました。

今後の利用受入にあたっては、全てのご利用者の皆様に、マニュアルを基にした以下の項目について、ご理解とご協力、ご同意を得た上での受入となりますことをご了承ください。

以下の内容について確認し、了承・同意の上、利用します。

令和 年 月 日

団体名・利用者名	
利用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
代表者名（署名）	
住所・連絡先	TEL :

■この同意書につきましては、利用申込書や活動計画書等と一緒に、郵送又はFAX等でご提出ください。

■問い合わせ先：県立愛川ふれあいの村 【電話】046-281-1611 【FAX】046-281-3601

■ご利用日前日の17:00までにご提出が確認できない場合、ご利用のキャンセルとなりますのでご注意ください。

※キャンセル料が発生する場合があります。

1. 当施設の取り組み内容

- 受付窓口他、職員はマスクを着用して対応いたします。
- 管理棟受付、かわせみ棟他、施設内各所に手指消毒用のアルコールを設置いたします。
- 原則として、宿泊棟や活動施設の定員を、概ね全て50%程度に設定し、この定員を基準に利用等の調整にあわせていただきます。
- 食事のご提供は、ビュッフェレーンを用いた配膳形式、およびお弁当となります。また、一度に食堂内に入れる人数は2団体192人までとします。また、食堂利用は朝、夕のみとなります。なお、野外炊事は一部メニューを感染状況に応じて中止といたします。
- 昼食の食堂利用はできません。昼食をご希望の方は、野外炊事またはお弁当の注文をお願いします。

2. ご利用にあたって

- 過去14日以内に、発熱（37.5℃以上、平熱比+1℃）や咳、倦怠感、息苦しさ、咽頭熱、味覚、嗅覚障害等の症状がある方、また、濃厚接触者と判断された方は、ご利用いただけません（医師の診断により、参加が可能な旨を得た場合を除く）。
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある方は、ご利用いただけません。
- 同居している家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合はご利用いただけません。
- 利用関係者や勤務先や業務で海外への渡航や、感染症を原因とする休業などが発生している場合はご相談ください。

3. 入村時のお願い

【体調管理について】

- 宿泊・日帰り利用ともに、利用当日の朝に検温を行い、「宿泊者名簿・日帰り利用者名簿」に検温結果を記入の上、受付にご提出ください。
- 宿泊者は、団体及び利用者側で1日2回（朝・夕）参加者の検温と健康状態を確認し、各団体で記録をお願いします。発熱等がありましたら、速やかにご連絡ください。

【持参物品のお願い】

- ・各団体で、必ず消毒液、マスク、手を拭くもの、体温計を持参してください。また、必要に応じて、うがい用カップ、着替え等を入れるビニール袋、マスクケース（マスクを密閉できる袋）をご準備ください。

【生活・活動中について】

- 原則、マスクを着用してください。
- こまめな手洗い、うがい、手指消毒の徹底をお願いします。
- 屋内での活動の際には、1時間に1回程度、2か所以上の窓を開けて換気をしてください。
- 宿泊室や活動施設内のスイッチやドアノブ、テーブルや椅子などの共用部の消毒作業について、ご利用者の皆様のご協力をお願いします。
- 近距離での会話や高唱を伴う活動は、可能な限り控えてください。
- プログラムの立案に際しては、ゆとりを持たせた時間配分と、参加者が密にならないよう工夫をお願いします。
- 活動プログラムで必要な貸出物品は必要最小限とし、ご使用後は必ず消毒の上ご返却ください。
- 野外炊事を実施する場合は、参加者全員に三角巾（頭を覆うもの帽子等）、マスクを着用させてください。また、配膳の際は配膳用手袋をしてください。※配膳用手袋は食堂より提供されます。
- 貸出用スリッパは、他人との物品の共用を避けるため撤去しました。
- 浴室を暖めるためにお湯張りをします。浴槽のご利用は各団体に一任します。必ず体を洗ってから入浴をしてください。指導者は浴室・脱衣所等が密にならないように努めてください。
※塩素系薬剤を注入した“循環ろ過方式”の浴場です。

4. 感染疑義者が発生した場合について

- 発熱（37.5℃以上、平熱比+1℃以上）、倦怠感、咳の症状及び、味覚・嗅覚に明らかな異常が現れた場合には、直ちに事務所にご連絡ください。
- 上記の体調不良者が発生した場合には、原則的に速やかに帰宅していただきますので、そのための交通手段等の方法を予め整えておいてください。
- 現在、近隣のタクシー会社では、発熱など感染症の疑いがある方の送迎を行っていません。緊急車両を各団体でご準備ください。
- 使用した寝具・リネンについて、洗濯及び処分費用がかかる場合があります。

5. その他のお願い

- ご利用後、14日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、速やかに愛川ふれあいの村へご連絡ください。
- 当村の新型コロナウイルス感染予防の対応について遵守できない場合は、利用の取り消し、途中退村を求めますのでご了承ください。
- 代表者又は引率者の方は、以上の内容を参加者全員に説明、周知をしてください。
- 感染者が発生した場合、消毒処理を行うため利用施設が使用できなくなる場合がありますのでご了承ください。

※本紙は2022年4月1日から施行とする